

「障害者の権利に関する条約」の基本となる考え方を知ろう
 ～第3条 一般原則の条文をもとに～

	「障害者の権利に関する条約」の 政府訳文	ユニセフ発行「It's about ability」の日本語版 「わたしたちのできること」の解説	自分の言葉で書いてみよう
(a)	固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立を尊重すること。	すべての人の固有の尊厳、自分自身で選ぶ自由、そして自立を尊重する	
(b)	差別されないこと。	非差別（すべての人を平等に扱うこと）	
(c)	社会に完全かつ効果的に参加し、及び社会に受け入れられること。	社会への完全参加とインクルージョン（コミュニティに仲間入りすること）	
(d)	人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること。	障害者を人間のさまざまな違いの一部と考え、違いを尊重し、受け入れる	
(e)	機会の均等	平等な機会	
(f)	施設及びサービスの利用を可能にすること。	アクセシビリティ（交通機関を利用したり、ある場所へ行ったり、情報を手に入れたり手段があること。そして障害があることを理由に、これらの利用を拒否されないこと）	
(g)	男女の平等	男女間の平等（女の子でも男の子でも同じ機会があること）	
(h)	障害のある児童の発達しつつある能力を尊重し、及び障害のある児童がその同一性を保持する権利を尊重すること。	障害がある子どもの発達しつつある能力と、アイデンティティをまもるための権利を尊重する。（皆さんが能力を尊重され、あるがままの自分で満足できるようにすること）	